

**保険料率 および 標準報酬月額**の改定に伴い  
**「健康保険料」と「介護保険料」の納付額が変わります！**

特例退職被保険者 各位

平成29年 1月  
 富士フィルムグループ健康保険組合  
 (公印省略)

**健康保険料・介護保険料の改定のお知らせ**

平成28年11月14日開催の富士フィルムグループ健康保険組合理事会・組合会において、健康保険・介護保険の料率改定および、特例退職被保険者の標準報酬月額の改定が承認されました。

平成29年度4月以降(4/6口座引落とし分より)の健康保険料・介護保険料は、振替額が変更となりますので、ここにお知らせを致します。

記

**1. 改定内容**

- (1) 健康保険料率                      8.60% → **8.45%**    ▲0.15%引下げ (H29/4~)
- (2) 介護保険料率                      1.20% → **1.42%**    +0.22%引上げ (H29/4~)

(参考) 介護保険対象者

40~64歳の当健保の加入者(本人・家族を問わない)。対象者の人数増減に伴う保険料の増減はありません。なお、65歳以上の方は介護保険第1号被保険者となり、当健保の介護保険対象者(第2号被保険者)とならないため、市区町村への介護保険料の納付が必要になります。

- (3) 標準報酬月額                      280,000円/月 → **300,000円/月**    +20,000円引上げ (H29/4~)

(参考) 標準報酬月額の決定方法

「特例退職被保険者の当年4月以降の標準報酬月額は前年9月30日における特例退職被保険者以外の全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額(=440,000円)の範囲内において定めた額」(健康保険法)とされており、当健保の特退職被保険者制度の加入者は一律の標準報酬月額が適用されます。

**2. 保険料納付額 (H29/4~)**

**(1) 本人・家族ともに65歳以上の方**

本人・家族がともに65歳以上の方は、当健保には健康保険料のみ納付する対象者となります。介護保険料は、市区町村に納付いただく事になります。

	平成28年度 (~H29/3)	平成29年度 (H29/4~)
標準報酬月額	280,000円/月	<b>300,000円/月</b>
健康保険料率	8.60%	<b>8.45%</b>
健康保険料 (月額)	24,080円/月	<b>25,350円/月</b>
介護保険料 (月額)	(市区町村に納付)	<b>(市区町村に納付)</b>

(ウラに続く)

## **(2) 本人・家族に 64 歳以下の加入者がいる方**

本人・家族に 64 歳以下の方がおられる(該当する方の人数による増減はありません)場合には、当健保に健康保険料と介護保険料の両方の納付が必要な対象者となります。  
なおその場合でも、65 歳以上の方については、市区町村からの請求に基づき 別途 介護保険料の納付が必要です。

	H28 年度 (～H29/3)	H29 年度 (H29/4～)
標準報酬月額	280,000 円/月	<b>300,000 円/月</b>
健康保険料率	8.60%	<b>8.45%</b>
健康保険料 (月額)	24,080 円/月	<b>25,350 円/月</b>
介護保険料率	1.20%	<b>1.42%</b>
介護保険料 (月額)	3,360 円/月	<b>4,260 円/月</b>
<b>合計保険料 (月額)</b>	27,440 円/月	<b>29,610 円/月</b>

## **3. 問合せ等**

(1) この内容に不明な点がある場合は、当健保組合へお問い合わせください。

神奈川県小田原市扇町 2-12-1 富士フィルムグループ健康保険組合  
TEL : 0465-32-2125 (FAX : 0465-32-2188)

(2) この決定に対し不服がある場合は、通知を受取った日の翌日から 3 か月以内に、社会保険審査会 (厚生労働省内) へ審査請求を行うことができます。

## **4. お願い致したき件**

### **預金口座 残高確認のお願い**

保険料は、毎月 6 日にご指定の口座から自動引落としになります。  
月初めには口座残高をご確認いただき、資金不足が生じないようご注意ください。

〔 資金不足の場合、ご自身で健保組合宛に保険料を振込んでいただきます。 〕  
〔 その際発生する振込手数料もご本人負担となりますのでご了承ください。 〕

以上